

東かがわ市告示第11号

東かがわ市初回産科受診料支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月30日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市初回産科受診料支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市初回産科受診料支援事業実施要綱（令和5年東かがわ市告示第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 略 (1) 略 (2) <u>対象者及び同一世帯に属する者全員に東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税の滞納がないこと。</u> (3) 略	(対象者) 第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) <u>対象者の審査のため、市が世帯全員の東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税の滞納状況等を確認することに同意する者</u> (3) 略

附 則

この告示は、令和8年2月10日から施行する。